

■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルール①～③）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p>ルール1</p> <p>プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>	<p>ルール2</p> <p>従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p>  <p>※平成23年4月～完全実施</p>	<p>ルール3</p> <p>プレジャーボートの適合証の表示義務</p>  <p>※平成24年10月～</p>	<p>ルール4</p> <p>外来魚のリリース禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>
--	--	--	---

監視・取締における取締体制の強化について

(～平成28年度)
湖上：監視船
陸上：陸上監視員 } 2班



(平成29年度～)
湖上：監視船、水上オートバイ
陸上：陸上監視員 } 3班



航行規制水域での悪質な違反航行に対し、**停止命令書**を交付

- 平成29年度 **4件**
(平成19年度以来10年ぶり)
- 平成30年度 **4件**
- 令和元年度 **0件**
- 令和2年度 **2件**
- 令和3年度 **5件**

■令和3年度は、5月から10月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に18回監視船による監視・取締を実施した。プレジャーボート利用者が特に多い7月、8月の日曜日においては、水上オートバイを借用し、3班体制（陸上監視員は2班体制）とすることで、監視・取締を実施した。

■水鳥の営巣地保全水域では、水鳥の飛来に合わせて、12月に監視を行った。

■航行規制水域違反者に対する指導・警告数は53件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止違反について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、令和3年度においても航行を確認していない。

適合証の表示義務違反について

■近年、適合証の表示義務は利用者に浸透しており、令和3年度は適合証非表示艇はほとんど確認していない。

関係機関との合同啓発について

7月31日（土）近江舞子南浜水泳場（大津市南小松）における合同安全パトロール及び周知啓発活動
参加機関：滋賀県琵琶湖保全再生課，滋賀県警察本部地域課（水上警察隊），大津北警察署，近畿運輸局（一社）日本海洋レジャー安全・振興協会近畿支部
NPO法人 パーソナルウォータークラフト安全協会
→新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催前日に中止が決定。

令和3年度航行規制水域の違反行為に対する指導・警告について

○航行規制水域の違反行為に対する指導・警告数

	真野 (大津市)	和邇浜 (大津市)	蓬萊浜 (大津市)	木戸 (大津市)	松の浦 (大津市)	北比良・近江舞子・ 北小松 (大津市)	吉川 (野洲市)	栗見新田 (東近江市)	合計
5月	0	0	0	0	0	3	1	0	4
6月	0	0	0	0	0	1	0	0	1
7月	0	0	0	0	0	13	1	1	15
8月	1	1	1	3	2	16	0	0	24
9月	0	0	0	0	0	9	0	0	9
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	3	2	42	2	1	53